下　関　市　告　示　第７００号

令和８年(2026 年)１１月１３日

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和２５年法律第２２６号)第２０条の２及び下関市税条例（平成１７年条例第８８号）第１８条の規定により公示する。

下関市長　前　田　晋　太　郎

記

１、送達すべき書類

　地方税法第１５条の７第２項に規定する調書

２、送達を受けるべき者

　小田　良介、冨士永　正樹

３、その他

　送達できなかった書類は、下関市財政部納税課にて保管し、申出があれば、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

　また、地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

以上

（掲載期限：令和８年（2026 年）１１月２０日まで）